

広池千九郎研究

最高道德の格言(2) — 慈悲寛大自己反省 —

井 出 元

目 次

- 一、はじめに
- 二、「慈悲寛大自己反省」の精神確立への道程(上)
 - 「慈悲寛大自己反省」の思想的背景 —
 - (1) 日本国体の研究の主題と展開
 - (2) 教派神道の研究
- 三、「慈悲寛大自己反省」の精神確立への道程(下)
 - 「慈悲寛大自己反省」の精神の実践的背景 —
 - (1) 大正四年の事件とのかかわり
 - (2) 大正四年の事件の顛末と「慈悲寛大自己反省」の精神の覚醒
- 四、まとめ — 「慈悲寛大自己反省」の精神の特質 —

一、はじめに

すでに「最高道德の格言研究序説」として、広池千九郎の道德教育と格言とのかかわり、および格言の体系化の過程を述べた⁽¹⁾。今回は、格言の中で最も中心的な位置を占める「慈悲寛大自己反省」の格言を取り上げ、格言形成の背景を考察する。この格言は大正四年頃より使用され、それは天照大神の聖徳と日本皇室に連綿として受

け継がれた道德の實質を示すものであると同時に、日本人の国民性を示すものとされている。

また、広池がこの格言をもって「最高道德実行の第一根本精神」とするまでには幾多の曲折があり、その中で注目しなければならないのは、彼が「真の自己反省をした」と述懐している大正四年の事件である。⁽²⁾ いいかえれば、大正四年の事件は広池をして「慈悲寛大自己反省」の精神の深みと広がりとを改めて感得せしめ、最高道德の核心を示す精神として位置づけさせる重要な契機となった出来事であったのである。

そこで、本稿においては、一方において「慈悲寛大自己反省」の精神の思想的背景を考察しつつ、主として「大正四年の事件(困厄)」といわれている出来事の顛末をふまえて、「慈悲寛大自己反省」の精神の特質を明らかにすることを主題とする。

二、「慈悲寛大自己反省」の精神確立への道程(上)

―「慈悲寛大自己反省」の精神の思想的背景―

広池の道德思想の特質を考察するには、まず彼の専門領域における研究成果を見ておかなければならない。なぜならば、その道德論は直感的にひらめいたものではなく、長年の研究成果の上に開花したものであるからである。専門領域とは、一つに東洋法制史研究の一環としての神道および日本神話の研究(「日本国体の研究」)を中心とするものであり、二つに明治末より傾注した教派神道、殊に天理教の研究である。

(1)「日本国体の研究」の主題と展開

広池千九郎の道德思想が、彼の専門とする東洋法制史や日本国体の研究を踏まえるものであることは既に度々論じてきたので重複をさけるが、ただ広池の東洋研究のテーマが常に日本の固有の文化ないし国民性といった問題を解明することにあつたことは、冗長に失するも敢えて記しておかなければならない。

明治三十八年(一九〇五)に出版された『東洋法制史序論』には、広池の東洋法制史という領域を樹立することへの情熱と問題意識とが示されている。とくに本書の結論の部分、「日本においては主権者の命令ということが法律という語の本体にして、中国における法律という語の本義とは本末の別あることを論ず」の項こそ広池の問題意識を端的に表すものである。広池は、その中で「ノリ」という日本語の法律に該当することばに注目している。彼によると「ノリ」は「ノブ(宣フ・述フ)」と同一のことばであり、他の人に対して「高声に発言す」ことを意味し、それより権力者の発言という意味を有するようになり、さらに「天皇の命令」という意義を有するようになったことを論じている。そして、日本における法律は「天皇の命令」ということよって正統化されているところにその最大の特色があるというのである。それは中国において「天道」に法ることよって、その法律が正統化されているのに対して、際立った相違点であるとい⁽³⁾う。

この指摘はさらに重要な問題へと展開される。それは中国の理想的な天子すなわち聖人と日本の皇室の祖として仰がれる天照大神との存在意義の比較を通して、日本固有の精神文化の特色を明らかにしようという問題意識である。広池によると、中国の聖人は天下の政務を執る君主として存在していた。このことから君主は必ず聖人でなければならず、君主の職分は(理想的には)主権者として天下の政権を総攬し、人民を養成し、国民全体の精神的支えとして存在しなければならないものであつた。しかし、これは理想であつて、現実にそのような君主が存在したかという、それは儒教の説く伝説に出てくる堯舜などに限られるものであるとしている。これに対して、日本の皇室は歴代の天皇が「天縱英邁」であり、過去二千年余にわたつて国民の尊敬を受けて来たのだが、

それは次の三つの理由によるとしてゐる。⁽¹⁾

第一、実際において「博愛仁慈の聖徳」をもって人民を愛撫してきたこと。

第二、才知に優れていたということ。

第三、「体容の壮大美麗」であつたこと。

この中、注目されるのは第一と第二の問題である。第一は、「国民の徳儀の模範」となり、第二は「国民の知的錬磨の模範」となり、日本の国民が天皇をもって「個人としての公德 (Public virtue) と私徳 (Character) とにおいて、最も完全なる模範」を示したものであると考へていたことを示しているという。広池によれば、ここに日本における法律という語が、「天皇の命令」としての意義を有するようになった最大の理由があるとするのである。

そして、『東洋法制史序論』十章の結論で、日本と中国との法律ということばに関する相違は「国民的思想の根本」において相違あることを示すものであり、その結果、中国は「民主主義・個人主義」の発達を遂げ、日本は「君主主義・国家主義」の発達を遂げることとなつた。これは革命によって王朝の交替がしばしば行われた中国と、一貫して天皇制に基づく家族国家として発達してきた日本との「国体」の相違であるとしている。⁽²⁾ここで重要なことは日本のように国家として発展することが、将来において国家の平和、国民の安心にとつて不可欠の条件であるとしてゐることであり、将来の日本をリードしていく法律や道徳も、この固有の文化を継承していくものでなければならぬとされている点である。そのためには、日本固有の価値観の根本を探索することが必要であつた。このことは、いかえれば、日本の国家を代表する皇室の意義、とくに皇室が連綿として継承され、日本が国家として発展してきた基礎をなしているという事実をいかに解釈するかという問題であり、そのためには、

皇室が長期にわたつて国民の敬愛をあつめてきた原因を究明しなければならなかつたのである。ここに広池の日本国体の研究の主題がある。

畢竟、その結論は「慈悲寛大自己反省」の八文字に帰着するのであるが、広池が「慈悲寛大自己反省」の精神をもつて日本の国体の淵源、ないし日本人の国民性の本質とするに至るには、明治四十二年頃よりの天理教の信徒としての信仰生活と「お助け」の実践があり、それらの体験を経て到達した広池自身の心境の謂いでもあつた。そして、その背景には長年にわたる日本の伝統的文化に関する研究があつたことについては、拙稿「日本の伝統的文化と広池千九郎の道徳思想」にて論じた。⁽³⁾次に項を改めて「慈悲寛大自己反省」の精神が確立していく過程における、もう一つの研究領域を見ていこう。

(2) 教派神道の研究

① 二つのメモ

さて、広池の思想形成を考へる場合、四十歳代における心境の変化に注目しなければならない。その際、次に紹介する二つのメモは重要な示唆を与えてくれる。

第一に、天理教の信徒として天理教の教理に接し、その研究を進めていく過程で、「教理のみの信仰から教祖信仰に入る」と記したメモである。⁽⁴⁾つまり、天理教教典に示された「理」を信じ、それを踏み行おうとする心境から、天理教教祖の歩んだ道、すなわち教祖の人生に感じ、それに倣おうとする心境への深化をいふのである。後述するように、このことが広池をして「慈悲寛大自己反省」の精神を発見、感得せしめる重要な鍵となつていく。第二に、「慈悲寛大自己反省・皇室・天理教祖」というメモである。このメモは「慈悲寛大自己反省」の格言を

考えていく上で重要な問題を提起している。⁽⁸⁾つまり、「慈悲寛大自己反省」の精神は、日本の皇室に流れている精神と天理教教祖の精神とに見いだすことができる、ということである。特に天理教教祖とのかかわりについて、「私は初めから慈悲寛大、自己反省は立派な道徳だということは知っておりましたが、今天理教教祖の事跡を調べて見て、その人格にレベレーションが起こり且つ僻地の一婦人にして全世界の大知者、大学者、大政治家、大教育家も尚及ばぬような立派な人物を養成して、それが無限に大集団を形造って進んでいくありさまがあるのを実際に目撃しましては、今更のごとく驚嘆致した」と述べ、⁽⁹⁾このことが引金となって「慈悲寛大自己反省」の精神を得ることとなったとしている。すなわち

時に私は一日忽然として、多年懸案中の我が国体の研究上、いささか徹底を欠きたる部分の解決に向かつて大いに考えたる所があったのである。これは私が今や天理教祖の事跡に感じたる結果にして、私の精神的生活は純然たる学者の範疇より超進して、新たに崇高偉大なる宗教的訓練に入りたるが故に、ここにはじめて天祖天照大神の天の岩戸籠り際に御実現遊ばされたる慈悲寛大、自己反省の御聖徳の御価値を我心の底に感⁽¹⁰⁾じた。

つまり、皇室に流れている精神についての研究途上、天理教教祖へ注目することにより重要な示唆を得たとしているのである。研究の頓末からいえば、日本国体の研究（皇室研究）を踏まえて天理教教理の研究に進み、それは教祖研究へと展開され、その成果をもってあらためて日本国体の特質を探求し、その結果「慈悲寛大自己反省」の精神が発見されたということになる。では、どのような意味において教祖に注目したのであろうか。

② 天理教教祖への注目

まず、広池によれば「教祖は慈悲を説きたまいしより、むしろこれを躬行された方」という点に特色があるという。⁽¹¹⁾実践家としての生き方に共感しているのである。そして、教祖の行ってきたことは「経済的でなく救済的」、「一時の自己の利益でなく、永久に互る一般人類の利益」を圖ったものであり、そのためには「八埃（利己心）を去ってすなおになり、慈悲犠牲の観念を持し、たんのうの心使いの上に立つて努力」しなければならぬ。この努力が「人生の根本義、第一義」であることを身をもって示した人物が天理教教祖であるとし、続いて、かような心使いによりて努力した結果として、その事業の成功するのが、今後文明の生存競争に真正最後の勝利を得る者ということをお口に御説きになると同時に、これを筆にも表し、且つこれを御自身実証せられたのであります。而して、その実証の点が非常に偉大なのであると私は感じた。⁽¹²⁾

と述べている。この文章に明示されているように、天理教教祖は利己心を去り、人々を慈しみ、無償の努力を積み、「たんのう」の心をもって努力した結果、一宗を開いたのである。この教祖が日々「自身実証」したことが天理教の教えの内容であるとしている。つまり、身をもって範を示したというところに、その教えの特色があるとしているのである。

また「理のみの時に於いては、他宗教に於いても皆理はよいのであります。よって教祖に感じて天理教の信者になるのであります。世間の宗教にては、理の信仰のみにして良としてあるのです。然れども理の信仰のみにてはほんやりしているのです」といい、「天理教は教祖の足跡を通してこそ天理教である」としている。⁽¹³⁾「理」すなわち教理を真に理解するには、それを説いた教祖を理解しなければならぬ。教祖の足跡を知り、それに感じ入り、それに倣おうとするところに真の信仰の生命が宿るのである。

そして、「予の多年の研究と経験とによれば、正しき宗教は深く人心の根底に祖師の精神を刻み込むものなれば、一度その信仰を得れば、如何なる場合にも、自己を忘れる事を得る……」⁽¹⁴⁾としている。自己を忘れるとは利

己心を去り、人のため、人心救済のために専心に努力する生き方をいうのである。この天理教教祖の足跡は広池にとつて、人生の模範であり、生きながら聖人の姿を示したものであった。そして、この教祖の精神に倣おうという意志が、それ以前に法制史の研究や神道の研究により培ってきた「聖人」についての見解に大きな示唆を与え、深みを加えることとなったのである。では教祖についての見解にはどのような内容のものであろうか。

広池の天理教教祖に関する研究は論説や講演の記録の中に散見するが、まとまったものとしては、大正三年に出版された『十九世紀における最も偉大なる婦人の事業』のみである。しかし、その背後には夥しい量の教祖の「ことば」に関する研究をしている。現在「おさしず」と称する教祖のことばが広池千九郎関係資料として保管されているが、教祖の真意を探索して、天理教の布教師の教育のための「天理教高等教理」なるものの執筆を予定していた形跡をうかがうことができる。次に広池の脳裏に描かれた天理教教祖像を『十九世紀』を中心に紹介していこう。

③ 天理教教祖の生涯に一貫する核心

まず広池千九郎が注目している教祖の生涯は、特殊な事蹟ではなく、「教祖の全生涯は犠牲の心事行為で一貫して居るので、低き優しき無我の慈愛心で物を育て、世を救い、全く生きながら神の働きをなされた」としているように、その全生涯を一貫する核心である。そして、その「無我の慈愛心」は、あたかも天照大神の行為に符節を合するものであるという。この評は、日本国体の研究を進めつつある広池の立場からすれば最大級の賛辞である。では、どのような点が符合するのであろうか。

まず、教祖の言行に一貫する核心を「低き優しき寛き遙かな心使いに本づける真実真の穏やかな慈悲」と形容し、具体的には、

(教祖は) 日々常に自分の心を修め、如何なる事があっても「ほしい」、「おしい」の心使いをせず、「うらみ」、「腹立ち」の心使いをせず、「可愛い憎いの情」を恣にせず。「一切の我欲」、「一切の高慢・我慢・負け惜しみ」をせず、真に低き優しき寛き遙かな心となつて、物静かに「人様大切」、「国恩大切」ということに心がけて人に接し、物に對し、世に処せられた。¹⁵⁾

と述べている。つまり、教祖の日常における心使いと行為の全体に注目しているのである。

静的、平和的な精神と行動 その行為の特色は「動的でなく静的」であり、「過激的でなく平和的」であり、また、それが「常住的で永久的」であつたとしている。特にこの「静的」「平和的」という点に強く共感している。¹⁶⁾ 「静的」「平和的」とはどのようなことであらうか。

このことについて注目している教祖の事蹟は、その晩年に至り度々迫害を受けたことである。教祖は迫害を受け、何度も警察や監獄に留置せられ、または罰金や拘留に処せられた。当時の宗教統制によるものである。しかし、どのような場合でもそれを恨んだり怒ったり、また抵抗したりすることなく、「ただ心の内に当時の社会や官憲が神様の慈悲が解らんで、かような事を致すのが可愛相である」という心使いで「ただ、はいはいという官憲の意のままになって居られた」としている。¹⁸⁾ これは決して権力に屈したのではなく、国家あるいは国法を重んじる精神と行動であると解釈しているのである。この黙つて警察に留置される教祖の態度は広池の最も共感する生き方であつた。この点について、さらに

国法は実際に治安風俗を害せぬばあいでも、或る信仰に向かつては往々これを禁止することがある。すなわち教祖に於ける場合のときがこれである。この場合、教祖の為されたところは、これを公平に観れば、国法上少しも咎められる理由はなけれども、しかし、その当時の官憲の意見にて、これは不都合であると認め

られれば詮方なきことである。たとい自分の信じるところが真理であっても、天理であっても、官憲から圧迫せらるれば、天理教の教理の上からでは無理にこれに反抗することは出来ぬようになってるのである。これが即ち律があつても心定めが必要を所以でありましょう。如何に真理であっても時節いまだ到らずして官憲から干渉せらるれば、これに従わねばならぬ。しかし、心にはしっかりと真理を保つて居らねばならぬのである。⁽¹⁹⁾

と述べている。教祖は決して権力に屈したのではない。あくまで教えに従い真理を貫き通したのである。ただその手段・方法が「静的」であり、「平和的」であつたことに共感しているのである。国家の政策に対してたてついたり、革命的な行動をすることではない。あくまで「静かに」そして、平和裏に対処していくのである。この教祖の示した出処進退は天理教の教理の本旨であるとしている。また「天理教の新道德では正義 (Justice) の為人を憎み、これと争うということは全く禁ぜられる」とし、あくまで「無我の慈悲心より無我の努力をもって不正なるもの不完全なるものを救済していき、而して、その手段も目的も平和を主として行く」というところに教旨があるとしている。⁽²⁰⁾ いいかえれば、明確に自分の主義意見を發表し、他に反省を与えることは素より必要であるが、「その心事を公平無私に慈悲寛大に持つて救済の目的にて平和の手段によれ」というのである。⁽²¹⁾ そして、

國のため、世のために反対党を攻撃し、又は或る団体とか或る巨人とかの専恣墮落を慨嘆して、これを罵るとか、又これと争うとかして活動する様な事は一寸華々しいようであり、且つそれは正しく正義の行為であり、また世のため國のため必要ではあろうが、しかし、それはまだやり方が不完全で小さいので、深い円満な国家人類の幸福を理想として居るものとはいえないのである。無我の慈愛的行為とはいえぬのである。これもやはり教祖の偉大なる静的努力、没我的心情から観れば、大なる修養の余地があるのである。否々、こ

れは全く改めて教祖の静かな平和な慈悲の心使いにならねば、今日の文化を今一段進めて黄金世界を造り出すことは出来ずまいと考えます。⁽²²⁾

と述べている。広池が共感した教祖像を端的に示した言葉である。そして、この教祖の行動を支えるものとして、広池が注目しているのは、「因縁の自覚」というその行為の動機である。

因縁の自覚 このことについて

教祖の心事行為の動機は、自分の因縁の自覚から人を愛し、世に尽くさせていただき、もつて我が過去の悪因縁の断除をさせていただくだけのこと、人を愛するとか、世に貢献するとかいうような抱負の上から先方の為というようなことでなく、しかもそれが心埃を攘うた無我の慈悲心から出るのであるから、自然に先方に取りては真の慈愛となるのであります。それ故に如何なる場合でも低き優しき慈悲の心事行為が持続さるるといふことに気が付いたので、私は今更のごとく大いにこれに感動したのです。⁽²³⁾

と述べている。つまり、教祖の行動はすべて自己の「因縁の自覚」に端を発し、「過去の悪因縁の断除」を目的としているのである。この「因縁の自覚」ということについて「各自の境遇、運命を原因結果として見て、自己に反省することをいう」という解釈を示している。⁽²⁴⁾ この「因縁の自覚」という精神が備わることによつてはじめて自己に反省することができ、すべての行動が静的となり、また平和的となるのである。このことについて、次のように述べている。

如何なる苦勞艱難迫害の堪えられぬ事も、じつとこれを「たんのう」し、感謝して喜んで通つたということが如何にも高尚で偉大であつたということが、いかにも高尚で偉大であつたということを驚嘆して自分の今日までの精神はこれに及ばなかつたということを痛切に感じたのである。⁽²⁵⁾

広池が注目している教祖の事蹟がよく理解されるであろう。苦勞艱難を自己の因縁として甘受し、すべてを堪能するという精神構造が広池に大きな示唆を与えることとなるのである。さらに「人間の因縁によって国家というものがあって、その国家を統治する為に法律というものがある以上、その法律に如何なる事情、如何なる理由あるも服従せねばならぬ」とし、また「何故に服従せねばならぬかといえは、天理教の教理から推せば、因縁の自覚のもとにあえて悪法にも従うという精神である。いいかえれば、国家や法律は人類それ自身の因縁から造り出したものであるからであるということになる様である」とも述べている。⁽²⁷⁾ よって、この国家の政策や法律に対して絶対服従が余儀なくされるのである。たとえば、

いずれの国に行きても国民としては、その国家に対し、国法に対しては、天理教は絶対服従を教えるのである。而して、これが盲従でなく、威服さるるでなく、全く我が因縁の自覚、または人類の因縁の人類の上から救済的精神をもつて然るのであるから、実に立派で確実です。⁽²⁸⁾

と述べている。明治の時代に生まれたのも、また当時の国家政策のもとに国民として生きなければならぬのも因縁であるというのである。また、

教祖五十年間の苦勞艱難が人心救済のためであるということは勿論であるが、しかし、その心事はこうして自分が人を助けるために働くのは、自分が単に人を助けるだけのために人を助けるのではない。吾因縁のためであるということに治定せられて居ったので、如何なる迫害が来ても、これは自分が人のために苦しむのである。人を助けるために苦しむのであるというような心使いではないので、自分の過去の因縁に因つて自分が人を助けさせて貰うのである、人を助けさせて貰うために迫害に遭うのである、故に迫害をさして下さる人が自分の因縁を軽めて下さる恩人であると思つて感謝を表し、而して、自分は人を助ける事をさせてい

ただかねば、安穩にこの世に生活しては居られない運命を自覚するのである。⁽²⁹⁾

「因縁の自覚」という精神と、それに基づく行動がいかに静的であり、平和的であるか。広池の共感する部分を適確に示している。この「因縁の自覚」にもとづく行為は決して「風俗、習慣、歴史、伝説、礼儀、信仰に反抗して、全く新しい道徳を立てる」という方向へ発揮されるものではない。それが静的であり、平和的であるというのは、

すべて先人から伝えられて来ているものに対しては極めてこれを尊重して、而して、その先人から伝えられて来ているものの上に、精神的、物質的の両方面ともに、それより一段美しい、且つ偉大なる事柄を發明して、そして、その先人から伝えられた所のすべてのものに、それを接続して、その継ぎ目が外部から見て、少しも分からぬようにして、いつともなしにこれを以前に比べて見れば、道徳は勿論、政治も法律も教育も経済も、みな向上し、發展して来て居って、人類の幸福が以前からずうっと進んで居るといふようにしようとするのであります。今一つ語を換えて、なお少しく精密にこれを説明すれば、天理教の主義は現代の国家制度、並びに社会制度に反抗して、これと隔絶せる理想を強行せしめんとするものではない。⁽³⁰⁾

と述べていることよつて理解されるであろう。そして、この「因縁の自覚」という教旨は、次のような意味において従来の倫理を越える思想なのである。すなわち、

教祖の心事の偉大であったということ。従つてこの天理教の信仰の上に表れて来た所の心使いというものが余程立派なように私は感じて居りますのは、それは自分が今日努力して苦勞艱難をするということが人を助けるためであるとか、又は自分の天職であるとか、又は慈善のためであるとかいふような心使いで居るのではなく、特に自分の因縁を自覚して、これを切らせて貰うために人を益することをさせていただくのであ

るといふ心使いをするのであるから、徹頭徹尾その言行が美しいのである。要するに、その事業に対する抱負心から熱心忍耐するのではない。また自分の天職を尽くす為であるとか、又は自分の良心の満足を買う為であるとか、又は慈善の為とかいふようなことではないのである。而して、この抱負とか天職とか自己満足とか慈善の為と云ふような心使いは、従来の倫理説、道徳説、その他の教えにおいては最上のものとせられて居るのである。勿論、普通の人の心事に比べれば、そういう心事は立派なものである。しかし、左様な心使いは知らず知らずの間に高慢心を誘致し、平和な態度を逸して埃を生ずるのである。勿論これは埃でありますので罪悪ではない。旧来の教えはすべて罪悪ということに重きを置いて、これが善くないということになって居るものである。然るに天理教では罪悪などということごとく悪心悪行は埃どころではない、埃以上の芥とでもいふべきもので、もはや論じるまでもない事としてあるので、人間の心の埃を攘うことに注意させるのであります。⁽³¹⁾

抱負や人のため、世のためという動機は充分に価値あるものとはいへ、ともすると高慢な心を惹起する。しかし「因縁の自覚」といふ精神は見返りを求めないが故に「その言行が美しい」といふのである。このような静的、平和的な心使いと行爲こそ「教祖の終生の心使い」であり、それは「たとへば深い淵の水の流れて居るあり様は一寸分らねど、やはり流れて居って、しかも流れても尽きず、紺碧に曇りて、よく底は見えねど、清澄鏡のごとき明らかな美しいもの」であるとしている。⁽³²⁾

そして、この教祖の人格に対する解釈は「私の頭で考えただけで得たのでなく、また一時に思いついたものでもなく、これだけの結論を得るのに、私が過去数年に亙りて天理教の実地の信仰上の心の訓練と、それから昨年春、私が本部に入って躬親ら教務に従事して、そうして実験の上から悟り得た結果」であり、「天理教の特質に対する私の研究実験の結果」であるといふ。⁽³³⁾ また「私が抱負満足、天職の履行などの心使いから、一步進んで天理教の因縁の自覚に入つて、自身自ら親しく実験した上から申す結論」であるとも述べている。⁽³⁴⁾ さらに、この「自己の因縁の自覚」をふまえ、「因縁果し」(「贖罪」)のために「神様に善事を努力させていただくという事で始めて真の低き優しき慈悲の心が使えるのである」とし、これは「理論でもなく、理屈でもなくして、私自身の天理教を信仰して以来、数年の結果からする告白」であると述べている(「十九世紀における最も偉大なる婦人の事業」一〇〇頁)。

以上、広池の天理教祖の生涯についての解釈の基本的な部分である。この教祖の精神を信徒全体にいきわたらせることが天理教育顧問としての広池の最大の課題であったのである。以上のことを念頭において「大正四年の事件」を見ていこう。

三、「慈悲寛大自己反省」の精神確立への道程(下)

―「慈悲寛大自己反省」の精神の実践的背景―

(1) 大正四年の事件とのかかわり

すでに述べたように「慈悲寛大自己反省」の精神の特質を考察するには、往年の学術的研究(神道の研究)の成果をふまえると同時に、広池自身の四十歳代における心境の探りに注視しなければならない。とくに広池の天理教の信者としての足跡は、この格言を考えていく上で不可欠である。

さて「慈悲寛大」とは、広池が天理中学の校長として、教職員生徒に接する心として説かれたものである。

この「慈悲寛大」に「自己反省」の文字が加えられるのは大正四年以後のことであり、大正四年のいわゆる「困

厄」の一件を経て確立された精神である。つまり「慈悲寛大自己反省」の格言を具体的に、より深く理解するには大正四年の一件についての理解を前提とするのである。このことについて「一つの自己反省」ということを述べた次の文章が重要な示唆を与えてくれる。

かつて私が伊勢神宮奉職中に自己反省をしてその事業の完成に貢献し、ついにそれが一つの出世の基になったのですが、ただいま（昭和九年）から考うれば、それは旧道徳による自己反省でありました。次に私が大正四年四月に、ある宗教団体から逐い出されたときの自己反省は全く最高道徳の精神に立脚しておったのであります。⁽³⁵⁾

と述べている。伊勢神宮奉職中の自己反省とは、彼が『古事類苑』の編纂員として原稿作成に粗製濫造し、注意を受けた時の反省である。この場合、自分の非を反省したのである。しかし、大正四年の反省については、次のような反省の動機に基づくものであったという。

第一に、その当時の私の精神上の自覚においては「自分はかくのごとき大善意をもって当該宗団改善を忠告するに對して先方がこれを諒とせず、自分を逐い出すというのは真に自分の徳の足らざるところである」と考えた。

第二に、この蹉跌をもって先方の不徳とのみ考えて不平を懷き自分があえて先方に反抗することゝ行為に出たならば、将来自分は人の上に立って聖人の御教を説き、もって人心の開發もしくは救済をなすことを得ざるべし。故にこれは世界の人心を最高道徳にて助くる上から申しても、神様が自分にかかる体験を与えてくださったものであるので、実に感謝のほかなき次第である。先方を怨み怒るなどはもつてのほかのことである。真に私の年来の研究を実地に施す方法を悟らせてくださったところの大恩者である。これを忘却して

はかえって自分が救われぬのである。⁽³⁶⁾

そして、広池は「衷心から神様に感謝したのであります。かくて私の運命はこの時より一大回転をいたしたのであります」と続けている。⁽³⁷⁾つまり大正四年の一件は、広池に真の自己反省する実践の場となったのである。この反省の内容をより具体的に理解するには、大正四年の事件の顛末を知らなければならぬ。では「大正四年の一件」とは、そもそもどのような出来事であったのであろうか。

(2) 大正四年の事件の顛末と「慈悲寛大自己反省」の精神の覚醒

大正四年の一件を考えるためには、明治時代における天理教史を一応知っておかなければならない。明治四十一年、天理教は神道の一宗派として国家より独立することを認可された。この認可はいまでもなく内務省宗教局の指導によるものである。この一派独立には多大の努力が伴ったことは他の宗派においても同様である。宗教統制、思想統制の厳しい時代であるだけに、独立認可までの道程は多難を極めたものであったことが推察される。その困難や弾圧などの出来事については他宗派の内部の問題にかかわることであるので、これ以上の詮索はさけるが、一派独立にあたって、要請されて天理教側に立って努力した一陣の人々があつた。それは内務省より派遣された人々、また教典の成作に直接的に関与した人達であつた。これらの人々が一派独立後の天理教本部内において重要な立場を占めるようになったのも自然の勢いである。事実、天理教校で教鞭を執り、また教育顧問、教諭、主任講師として、教師の養成に直接携わる立場にあり、その役割は、一には政府から派遣された目付け役的な意味を持つものであつた。

このような背景の中、独立して五年後の大正二年に、広池は天理教本部員として招聘されたのである。学者と

しては名を馳せていたとはいえ、一信徒が天理中学校長、教育顧問として招聘されるということは異例の抜擢であったとできるであろう。そして、この重職に就いた広池による天理中学の教育改革は凄まじいものがあったようである。当時の中学生が卒業の際に綴った文集や『天理教育主義』と題する冊子には、当時の状況や広池の教育理念が余すところなく示されているし、『天理中学沿革史』には「短い期間ではあったが、精神教育の上に力を注ぎ、校風の刷新改善にきよした功は大きいものがある」と記している。³⁸このような校風の刷新は広池の一存でできるものではなく、管長や教団の幹部との話し合いを踏まえたものであったにちがいない。さらに広池自身、校長として、教育顧問として、管長から絶大の信頼を得ていたことも事実である。管長と広池とは年齢も近く、胸襟を開いて夜の明けぬのもわすれて語り合うこと、しばしばであったという。しかし草創期にあって異例の抜擢を受けた広池にとって、周囲の人たちの感情的な面までもふくめて考えると、必ずしも厚遇を得たということではない。また広池に対して、当時の本部員は必ずしも好意的であったといえない。生え抜きの人達の目に、広池の行動がどのように写ったかは知るよしもないが、人間社会のこと故、両手を挙げて歓迎されたはずはないであろう。そんな中で、広池を支えたのが初代管長中山真之亮であったのである。しかし、大正三年十二月末、中山管長は病にて急逝した。享年四十九歳であった。最大の心の支えを失った広池は『道の友』の追悼号紙上に「血を吐く思い」と題して、その心中を吐露した。

初代管長とのかかわり　ここで「血を吐く思い」と題する論説を紹介しよう。この論説は講演の筆記であり、その内容は管長の葬儀の当日、葬儀場の柩の前にて広池が朗読した弔辞である。

その弔辞は、まず管長の急逝を知ったときの心の動揺を述べ、管長の幼少のころのこと、一派独立までの艱難辛苦のありさま、そして、日常の生活態度などを紹介し、その人格の偉大なことを称賛した。「管長の人格は御教祖

様に似たところがある」というのは、広池が実感したものであったのである。また「博多人形」のことが象徴的に紹介されている。この出来事は、大正二年の五月ころというから、広池が本部に来て間もないころである。ある日、「博多人形」を売る商人が本部を訪ねて来た。その商人は政治家の添え書きを携え、横柄な態度で買入れを要求したという。それを見た広池は心中癪にさわったとしている。そのとき、たまたま管長がこられて、「ああ、これはよくできている。まことによくできているではありませんか」とごく自然に人形を広池の前に差し出した。それを見て広池は「心の中に大なる慚愧と大なる反省懺悔」をしたという。そこで

ああ、私はまだ助かって居らぬなあ。自分は御道を信仰、一切係累を断除して、神様の特別な御助けを頂きかくのごとく本部にまで寄せて頂いた身でありながら、斯程の小事に心を動かすとは何事ぞや。これ我が因縁恐ろしやの心を取り失いたためなり。これにていかで万人の長となり、御道の雛形となりて、世界一列を指導することができようか。実に恐れいりました。³⁹

という心が起こってきたとしている。これは「私の一生涯に実に偉大なる教訓」であり、それは管長の「生きた偉大なる人格の御力」にはかならないと述べている。この話しに象徴されるように管長の人格から日常いろいろな示唆を得、その人格の高さ、深さを「ちようど深い水のごとく、流れも解らず、底も解らぬありさま」と形容している。これは先に紹介した教祖の人格を「深い淵の水」にたとえたのと同じの形容である。このように公私にわたって、また仕事の上でも、精神的にも広池のよき理解者であり、また最大の支えであったのである。

その管長の急逝はまさに晴天の霹靂、その動揺する心を治めて、管長の心を付度し「管長の御心は、これから後は真の心、御教祖様の雛型を通れ」ということであったと結論した。そして、この弔辞の中で、さらに続けて次のように述べている。

管長様の御生涯は実に御道のためにこの世に出て、御道のためにこの世を去り給うた事が御教祖様と全く同一であるのです。然る時は、我々信徒たる者は、実に恐縮する外道はないので、これに報いる方法としては、ただ天啓の御言葉に従い、純教理を旨として、一切世界並の心を捨て、この偉大なる管長様の御心と、御人格とを敬慕して、今後全く御教祖様の足跡を学び、協同一致して御本部に絶対服従を為し、もって人心救済の大業を助け奉らんことを期しなければならぬと思ふ。⁽¹⁾

この中に述べられている「教祖の足跡を学び」とは広池の天理教信徒としての信条であった。管長に初めて面会したとき、教祖の伝記の編纂を約束しているのが、広池の本部員としての使命の所在を端的に示している。この信条がもつとも具体的に吐露されたのが、後に紹介する一月十二日に行われた「追悼講演会」での天理教改善案であった。そして、そこでの発言が広池の進退にかかわる重大な問題へと発展していくのである。

管長の追悼講演での広池の発言が思いもよらぬ方向へと発展していく。事件の顛末については後述するが、この事件は、広池に対して大きな示唆と転機をもたらした。一つは「慈悲寛大自己反省」の精神を、身をもって実践することとなり、学問上、また教育の上で常にその理念としていた「慈悲寛大」の精神を「実地に施す方法」を悟ることとなった。さらに重要なことは、この事件で本部を辞職することにより、より広い立場から救済者としての活動を開始することとなるのである。

では「大正四年の事件」とは、そもそもどのような出来事であったのであろうか。「天理教青年会史」、「天理時報」、「陽気」など天理教から出版されている文献を中心として概観すると、以下のような状況である。

大正四年の事件 大正四年一月八日、管長の埋葬が終わると、同月十二日、十日祭の当日道友社の主催で初代管長追悼講演会が催された。この追悼講演会を機として、広池は大いに落胆しながらも、熱弁をもって初代真柱の

徳を褒めたたえた。前に紹介した「血を吐く思い」にその一端が示されている。そして、自分が先管長と約束した種々の改革案を発表し、天理教会の制度、教育、布教法など、将来改善を要する事項を列挙し、教団に対してその反省を求めた。当日の聴衆はいずれも皆これを歓迎した。なぜならば、当時、一般に布教師は真の教理を求めていたという。一派独立以後、いわゆる「明治教典」は教内に徹底しはじめ、戊申詔書講演会、天理教教師講演会などにより、地方でも教理に接する機会は増えたが、問題はその内容であった。「明治教典」は政府の干渉により神道色の濃いもので、講演会の内容も、教外者を対象とした天理教の客観的介绍、国家、社会と本教の関係の表面的説明の域に止まった。それだけに人々はかえって「お助け」の源泉である教祖直々の御教えを求めて止まなかったのである。「教祖の真精神に帰れ」という広池のことは、全教の奮起を促し、参列した信者に勇気を与え、教団の将来について大きな希望をいだかせたという。恩人であり、理解者であった人を失った悲哀が教えを正しく伝えるという使命を呼び覚まし、熱血的な言葉となって発せられたのである。

ここで追悼講演の内容を紹介しておこう。追悼講演について、広池は「後日の為一筆覚書の証」と題する一文を遺している。それには

管長追悼講演の名の下に該教の内部において改善を要する事項五ヶ条、その細目三十五ヶ条を挙げ、約五時間以上に亘ってその改善の必要を説きしに当時本部の備われたる教師及び前々天理教独立運動の時より本部に関係を有する人々、先ず起ちて本部に迫り、若し本部にして博士を退けざれば、我々は天理教独立の取り消し運動を為すべしと称して、本部を威嚇致し候。⁽²⁾

と記されている。

追悼講演が当時の天理教に対して大きな波紋を起こしたことは想像に難くないが、何故問題が大きくなり、広

池はその責任をとって辞職しなければならなかったであろうか。このことを考えるには、まず追悼講演の内容を見ておくことが先決である。「五ヶ条、三十五項目」の内容を完全な形で知ることができないが、この講演の内容を留めていると推定される原稿が存在している。それによると、追悼講演の主旨は、天理教育顧問として管長亡き後の信徒を鼓舞するということにあった。それは初代管長の遺志を伝えること、教祖の精神に帰ることであった。内容としては、「信仰のありかた」については、病助けは目的にあらずして、人心の救済が目的である。人心が救済された結果病が直る。したがって、道徳心の涵養に努力することが大切となるといふ主旨である。次に「布教活動」について、布教師の教育の必要性を説いている。「信徒」については、教会や社会、国家のためということを考える前に、自分の悪い因縁を切らしてもらおうという目的で人心救済に努力せよとしている。そして、「教典」について、教理の真髓（「借物の教理」）が説かれていないため、真の教理、教祖の心使いの研究が必要であるとしている。以上講演内容の要旨であるが、追悼講演は、このように教団のありかた、信者のありかたにかかわるものが大部分であり、教祖の立場、原点に帰り、亡き管長の遺志を継げということを主旨としている。そして、「明治教典」にふれた箇所は三十五か条の中、僅か一か条に過ぎない。

しかし、その一言が問題視されたのである。その内容は、第一に「明治教典」は天理教の倫理的部分のみが強調され、教祖の事蹟にみる宗教的部分、すなわち天啓の教えが脱落しているというのである。第二に、天啓の教えにある「借物貨物の教理」を脱しているとしている。広池によれば、教祖が慈悲の心を深めたことにより天啓が下ったという事実は重要な問題であった。それは既に述べたように「義務先行説」の根拠となる持論であったのである。⁽⁴³⁾ さらに天啓に示された教祖の教えは、広池によれば日本の固有の道徳に通じるものであり、将来をリードすべき教訓であった。また「借物貨物の教理」については、「この教理は天理教の根本教義なれど、現時の教

典には、これを記入していないので、これはその編纂時代に借物貨物説が、我が日本民族の大精神であるということがわからなかったので、遠慮したのであろうが、将来改正の日にはこれを補いて入れることにしたい」とのべている。このほか細かい点についての指摘があるが省略する。

この事件の原因について『天理教育青年会史』には、次のように解説している。
何故に古神道論議がかかる大事をひき起こしたかという点、当時天理教本部には、内務省の肝入りで派遣された大宮兵馬（天理教校教頭）、大川真澄（同講師）、稲村真理（同講師）等の国学院派と称される一派があって、神道学理論に拠って千九郎と反目し、非常な勢力をふるっていた。天理教校はこれら一群の人々によって牛耳られていたが、なかでも教頭の大宮氏は、立場は外来の一講師に過ぎないとはいえず、なかなかの論客でもあり、勢力家でもあったので、この人と千九郎は、周囲がそう見立てたということもあって、寄るとさわると激論を戦わせていた。

この追悼講演の内容に批判を加えたのは、これら当時天理教校で教鞭を執っていた教外から来た講師の人達であった。これ等の人達は、神道本局などに関係する人々であり、本教の独立請願にあたって、本教側に立って交渉に携わった人や、明治四十一年、天理教別科開設後、教育顧問の形で本教に派遣され、教頭あるいは主任講師として、本教教師養成に直接関与した人達である。この講師達は熱心にその職責を全うし、教勢の発展に力を添えたが、一面、結果的に政府当局の本教に対するお目付役的存在でもあった。政府の監視の眼は、本教の一派独立をもって終わりとするものでないことはいままでもない。政府の認めた神道本局関係者の役割も又ここにあったのである。⁽⁴⁴⁾

また『天理時報』に掲載された「合掌」には、次のように記されている。

彼ら「教典」を支持する人達は、当時天理教校教頭大宮兵馬を中心とし、彼らが天正四年一月十二日の千九郎の講演を聞き、当時顧問嘱託であった三橋要也等の耳にも入ったので問題が大きくなったのである。大宮一派の広池批判は（国学院派の広池批判は）、天理教は「明治教典」によって一派独立を完遂した、その最大の保証書ともいふべき教典をば、天理教の教育顧問たるものが否定するとは何事であるか。畏れ多くも上は皇室を無視する言辞にあらざるや。天理教は「明治経典」によって一派独立した。「明治経典」は天理教にとつていわば一派独立のためのお墨付きである。そのお墨付きを天理教教育顧問たるものが批判するとは何事ぞ、恐れ多くも上は国体の尊厳を無視する言辞ではないか……。今日の感覚からは到底想像することもできないような論理上の大飛躍であるが、当時は国家の宗教行政も内務省の管轄下におかれていて、信教の自由など唱えられない時代であった。⁽⁴⁵⁾

要するに、広池の発言がどのように大事件に発展した理由は、天理教の一派独立にからむ国家権力の干渉が原因であったといふことができる。それがため国学院派は、天理教教育顧問たるものが、天理教の根本教典を公開の席上で非難攻撃するとは何事と、これを時の内務省宗教局長斯波淳六郎氏に伝えたのである。宗教局長から天理教本部に対して注意があった。当時の広池の「日記」には次のように記されている。

松村幹事へ、前宗教局長斯波淳六郎より予をいかに処分するかと本部に迫り来たり。恐喝の語痛烈を極め、貴殿の浮沈に關すとあり。恐喝の語は「広池氏を逐わずんば、本部独立取り消し運動をなし、且つ貴殿の一人身上に容易ならざること出来すべし」となり。よつて右の謝罪状はこれを止め、更に左の謝罪状を差し出せとのことにつき、左の通り認めて差し出す。⁽⁴⁶⁾

ここにおいて同年四月三十日をもって、広池は天理教本部における一切の職を辞して、教団を去ることとなる。

要するに、国学院出身者と元神宮皇学館教授、天理中学の校長と天理教校教頭、国家から派遣された立場と信仰を求める立場、これらの葛藤のなかで天正四年の事件は起きたのである。

事件への対応 以上天正四年の事件の顛末を見て来たが、ここで広池の事件についての考えを整理しておく。まず、「元来予は教典に対する意見をかかる席上にて發表せしにあらざして、ただ単に管長帰幽のため部下の人心萎靡せんことを恐れ、奨励のため教典の文面に現れしだけの教理にては浅し、今一步進みて天啓の真理を味わい、勇往邁進せよとのことを述べしものなれども、事予期に違ひ、内外より誤解せられたるは真に予の不運不徳の致すところにあらずして何ぞや」と述べている。広池の意図するところが十分相手に伝わらなかつたのである。そこで「教典はたとひ不備の点あるにせよ、しかも教理の意義を發揮して天理教の如何なるものなるかはこれにて十分に明らかに為すを得るものなり。而して、その足らざる所は教師の努力をもって補充すれば可なり。然るを予の今ここにたとひ僅少たりとも批評を加えしは、本教典の作製に従事せられし先人の功勞、本部の苦心を無視するに当たる。これ予の不徳なり」と反省し、天正四年の講演会について、さらに続けて次のように述懐している。

現時の教典は人爲にして、天啓の深旨を含まず、かかる浅ましきものを標準として信仰するは、教祖立教の本旨にあらず。助け一条の真の御話を心に治めて行くようにとのことを話せしに、該教典は天理教校の教科書なるが故に、その教頭がこれを聞き怒り出したということは、実に御尤もの次第で、私が軽々に該教典を批評せしは、信仰の上よりいへば全く誤りでした。⁽⁴⁷⁾

この「信仰の上より」とは後述するように教祖の心に倣い、その足跡を踏むということである。さらに

一、余のこれ（明治教典）に批評を加えしは、先人の苦勞、本部の苦心を無視する事にあたる。これ余の不

徳の一なり。

二、また、今これを改訂せば可ならんと思ひしは、余の我慢なり。またしゅん刻限を無視せしにあたる。これ余の不徳の二なり。

三、また、かかる事を思考せば、これを政府の当局者および本部当事者に謀るべきに、たとい一言たりとも、また内々のものだけにせよ、いやしくも公開の席上にて云々せしは、余の不徳の三なり。

四、また、事のいかんに拘わらず、他の感情を害せしは余の不徳の四なり。

五、而して、余は、当時また新たにひとつの教理を発見せり。そは天理教の教理は個人の心靈を救済するものにして、団体の改革を要求するものにあらずとの事なり。従来⁴⁸の教えは、みな団体の不備を改めんとす。これ争いの基なり。天理教は個人の救済を目的とするのみにて、団体の改造を企てることなし。これ新天啓の特色なり。しかるに今、余教典に対して考えを有せし事は、この教理に反するものなることを発見せり。これ余の不徳の五なり。

この五つの「不徳」こそ、この事件に際しての広池自身の因縁の自覚である。「しゅん刻限」とは時期ということである。早急に改善を要求したことを反省しているのである。重要なことは「不徳の五」として掲げていることである。それは教祖が身をもって示した平和を希求するものとしての本来の姿を見失っていたという反省である。そして、広池はすべての処遇を自己に反省し、寛大に受け止め、本部職を辞したのである。この進退は深い「因縁の自覚」に根差すものであったことが知れよう。これはかつて自分が「十九世紀における最も偉大なる婦人の事業」のなかで書いた教祖の生き方に倣うものであったし、また悪法も法であるとして、毒杯をあおいだソクラテスの生き方にも通ずるものであった。たとえば、

一、偉人は、その法の善悪に拘わらず、守るに正義をもってす。ソクラテス。教祖。

二、宗教とは、偉人を尊ぶ教えなり。

一、ソクラテスの死刑の宣告を受けし時、門人クリトーン、破獄をすすむ。

師いわく、国法重んずべし。一私人の憶談、立法に背くを得ず。裁判に服するという契約あり。これに背くを得ず。アテネの法律は何時にてもその国を去るを得るなり。然るにここまで住んで国法に従いながら、今不利益の時に去るは不法なり。破獄は悪例をのこし、且つ破獄せば、誣告者の善を証明すべし。

一、天理教祖は、ただはいはいと入獄す。

というメモが残されているが、その意味するところを理解できよう。そして、その心境を「日記」の中で、

今日のごとき逆境に立ち、力のあるのにこれを用うるを得ず。而して世上にはつまらぬものが盛んに名利を得つつあるのを見ては、矢も盾もたまらぬはずなれど、予はこのじんわりとしたタンノウがなかなか常人の出来ぬことであり、これができれば人類は、自己が助かり世界が平和になって幸福が得らるのであるが、なかなか堪え難い。しかし、教祖の偉大もこの点にあるものと予は最初から感心して居ったので、予は堅くこれを守るべく決心して居るので、喜ばしていただいております。『十九世紀』にも、この辺の意味が一通り記してあるなり。生死の境を争う敵壘へ突貫する時の心より一段堪えがたし。むしろ一死をもって勝敗を決する方、面白し。

右につき、飽くまでタンノウして、この境遇に導き下されし神の恩寵と教祖の徳とを喜ぶ。

「タンノウ」とは、すべての事を慈悲の心をもって寛大に受け止め、何事に対しても自己に省みる心である。さらに、事件の展開について、

一切のことみな因縁切りのためと思い、いよいよ教校の教師に対して、先方が悪いと思わず自己の因縁と思
い、一大覚醒をなして、かれらの反対、反抗が自分の因縁切りの薬と思い、彼らを神様と想うて感謝し、殊
に御本部の御方針に対して不足を思うなどもつたいなきことを毛頭思わず、助けられたる御大恩を感謝して
喜んで暮らさせていただくこと。⁹¹
と反省し、また

予は一切懺悔致したり。且つ悪きものをかねてわると思う心使いの甚だ不可なりしことを懺悔致し、敵を
愛する心、敵を救済せんとする偉大なる慈悲心を起こして、神様に懺悔せり。なおまた、今後は何人にも一
切教典などのことを申さずと神様に誓う。教祖の足跡をふむ御道のことなれば、かかることあるは当然なり。
ただ懺悔するのみなり。

想うに、古来非常の人は皆、俗社会に迫害せられざるなし。予のごとき不徳のもの、かかる偉大なる御道の
真髓を踏みて、世界救済の根本教理を宣伝せんとするには、かかることあるはむしろ当然のことなるべし。⁹²
と記している。この事件は広池をして「教祖の足跡を自ら踏む」という使命を自覚せしめたのである。

教祖に倣う―黙して退く―このことについて「日記」には「私は大正四年三月中旬、下旬にかけて、ある事件
に遭遇し、教理の蘊奥をしかと心に捕えることができました。実にこの事件にて轉然大悟致しました」と記し、
自分はこれまで「御道の教理」の真髓は理解し、自分も実行し、人をも諭してきたのであるが「今一皮というこ
ろに徹底せぬところ」があつたとしている。さらに続けて次のように記している。

私は明治四十二年冬、勢山会長から色々書き物を見せていただき、教祖の五十年間、人心救済のために静的
奮闘をせられたることに就きて、その心使いに同情と信仰との念禁する能わず。更に明治二十年正月、教祖

御帰幽の原因および状況を親しく知り、ここに教祖の偉大なる人格に感動し、併せて教祖の偉大なる人格に
髣髴せんとして、真信仰の門に入りましたものですから、教祖の迹を趁うのが当然にて、教祖の迹を趁うの
には教祖の道を復興せねばならぬという心が、私の真の心の奥にあつたのです。その故に私の信仰は、これ
を復古させることは本部の希望であるに相違ない、教祖はこれがために二十五年の寿をちぢめたまい、管長
公またここに御志あり、然る時は、たとい本部の施設経営したることにしても、その教祖の受けたる天啓の
真旨と違える一切の形式は、皆これを漸次に廃せねばならぬ、且つ部下一般の若い信徒に、これを確実に銘
記せねばならぬというように考えておつたのです。されば故管長公にも、しばしばこのことは明白に申しあ
げた次第です。心、内にあれば、色、外に形わるるは必然のことにして、ついに去る一月の追悼講演にてそ
の意味を發表せしは、実に相濟まざる次第です。よって今回深く懺悔致します。⁹³

教祖の道を復興させる、それは教祖の足跡に感銘して入信した広池にとつては最も重要な使命でもあつた。教
育顧問という立場にあればなおさらである。しかし、ここに大きな誤りのあつたことに気付いたのである。その
ため「黙して退く」という態度を採つたことについて、「日記」に次のように記されている。

然らば、予は何故に一応右の理由を官憲またはその誤解者、攻撃者に弁明せざるやといえは、予の安心立
命にいわく、予は国家の真の平和的統一と世界の真の平和的交際とを希図するものなり。元来平和を建設す
るに平和を説くは、従来の学者、識者の態度なれど、予は天理教祖の足跡を踏み、躬行実践、もつて社会を
感化する覚悟なるをもつて今回黙して退くなり。

何となれば、たとい曲直いずれにあるも、事の起こりし当時にありては、識者もこれを識別し能わざるこ
とは、近く徳川時代の御家騒動に徴しても明らかなり。(略)故にこれを公に争う時は、やはり一の争いと見

なざるに過ぎず。かくては、自ら争うては平和唱導の世界の開祖たることはできません。またその主義をもって人を感化すること能わざればなり。すべていかなる事も、これを自己に反省し、謝罪し、感謝してこそ、人格の力は強大なるものなれ。かくてこそ始めて人心を救済することは出来るなれ。⁽⁵⁴⁾

「平和唱導の世界の開祖」たる自覚、それは決して教祖に帰れと改善を唱えることではなく、自ら教祖の足跡を踏むことであつたのである。それは「黙して退く」という態度を取ることであつた。同学の士である寛克彦宛の書簡に(大正四・四・十七)「小生は大正の聖代にかかる非道のあり得べきこととは思わざれど、正面よりこれを論ずるは自己の信念を害するものとして教祖の足跡を踏み平和を地上に建設するには、自ら平和のために黙視せざるべからざることを考え、すべてこれをもって自己の不徳の致す所なりと深く反省懺悔して引退しました」と自らの心境を書き送っている。⁽⁵⁵⁾ 権力に屈したのではない、あくまで教祖の歩んだ道を自ら踏み行おうという態度である。ここに「慈悲寛大自己反省」の精神をもって正義を貫く生き方がある。既に述べてきたように、それは教祖の示した「静的」であり、「平和的」な生き方であつた。さらに、これらの精神的な葛藤は、次に示す「間違つた信仰」と題する論説に端的に述べられている。

私は最初は善い信心をするのに妨害を受ければこれを怨み、怒る、不平の心も起こつたのであります。然るに次にはこの心使いは懺悔できたけれども、今度はすべての信者が教祖の示された通りの理想の道を行っておらぬということに不平が起こつたのである。かような不平は甚だ無理な一種の我慢があるので、因縁の異なつたすべての人を自分の思うように一列に動かそうとするのですから、実はできない、無理な心使ひであつたのです。そこで私はこれを懺悔いたしました。(略)教祖の雛型は吾人の理想である。(略)堪能の心をもって日夜努力するのが教祖の道であるというに気がついてきたのであります。⁽⁵⁶⁾

「教祖の道」とは、先に紹介した「十九世紀における最も偉大なる婦人の事業」において説かれていた「教祖の国家を尊重する(正義を守る)寛大な精神」である。先述した大正四年の事件の顛末を踏まえると、次のような文がより具体的に理解されるであらう。

たとい当局官吏がこれ(神社)に対する保護の上から、他の具体的宗教に対して、その取り扱い上に不十分なところがあるにしても、国民としてこれを何とかかかつかうのは、真正の神様仏様や、念仏行者の温和寛大な御祖師から見たらば、不穩当と思ひはすまいか。⁽⁵⁷⁾

とあり、さらに「子の生命あるは、全く子の八方に絶対服従するにあり。教祖伝を見る」とし、「国法並びに諸般の規約は、たとい不法なるも、一時これに従い、徐々に我が誠心的努力を以てこれを改めること」と記している。⁽⁵⁸⁾ そこで「問題中の天理教」のなかで「子は当時新たに一つの教理を発見せり」として

そは天理教の教理は個人の心霊を救済するものにして、団体の改革を要求するものにあらず、とのことなり。従来世人は皆団体の不備を改めんとす。これ争ひの基なり。天理教は個人の救済を目的とするのみにして、団体の改造を企てることなし。これ新天啓の特色なり。然るに今子の教典に対して考えを有せし事は、この教理に反するものなることを発見せり。これ亦子の不徳なり。且つ事の是非の如何によらず予は常に畏れ多くけれど天祖天照大神のスサノヲの尊に対する慈悲寛大自己反省の御聖徳をもって教祖の道、天理教の信条と称し、自らこれを実行し、またこれを人に進めつつあり。この故に今回の事件に当たりては誠心誠意自己の不徳を反省懺悔して退隠せる次第なり。⁽⁵⁹⁾

と自己の進退について述べている。この文章より、大正四年の出来事を通して「慈悲寛大自己反省」の精神の偉大さを身をもって体験することとなつたことが理解されるであらう。この意味において大正四年の一件は広池の

生涯において重要な意味をもち、天理教及びその教団を「真に私の年来の研究を实地に施す方法を悟らせていた
だいた所の大恩者」として位置づけることになるのである。⁽⁶⁰⁾

四、まとめ―「慈悲寛大自己反省」の精神の特質―

広池は、以上述べてきたような体験のもとに感得した精神を決して自己の体験の結果としてのみ発表せず、あ
くまで日本国体の研究という立場より大正四年九月、「神宮中心国体論」(「伊勢神宮と我が国体」所収)として世
に発表した。このなかでは宗教的な要素は省かれ、日本の民族性の発露として説かれている。たとえば、「古事記」
の「於是天照大御神見畏閉天石屋戸而刺許母理坐也」(ここに天照大御神、見畏みて、天の石屋戸を閉じてさしこ
もります)の中の「畏」は恐怖の意味ではなく、「古き祝詞もしくは宣命に見ゆるところの」「かしこみかしこみ」
と同一にて、恐惶謹慎の意と思考せらるるのである。然る時は、能く天祖の御聖徳と合致するように考えられる」
とし、さらに

かくて反対に立ち、迫害を加えらるる敵に対して、慈悲寛大の御心にてこれを愛し、これを許され、敵の暴
行をもつて却て自己の不徳の致す所なりと御思召させ給うて自己反省の御心使いを遊ばす所の天祖の御聖徳
の偉大なることは、古今東西匹儔を見奉ることも出来ぬので、即ち所謂宇宙根本神霊の御聖徳と同一と見奉
る外なく、また根本神霊の吾人人類救済の為に御再現ましますものと為し奉るべきものと思し奉るので
ある。⁽⁶¹⁾

と述べ、「自己反省」の心使いを強調している。そして、「慈悲寛大自己反省」の精神こそ日本人の国民性を象徴
するものとして、次のように説いている。

この天祖の御心事と御行為、すなわち御聖徳の現れは畏れ多けれど、吾人日本国民の国民性^{（じゅんこくせい）}といことがで
きるのである。果して然る時はここに吾人は二つの重大なる事実を認めることができるのである。すなわち

第一は、我が天壤無窮万世一系の国体の生ぜし最大原因は天祖の慈悲寛大、自己反省の偉大なる御聖徳に在
る事と、第二は、これすなわち吾人日本国民の国民性であつて、この国民性の発展の如何は将来我が国運の
消長に關係するといふことである。⁽⁶²⁾

広池が大正四年の事件で感得した「慈悲寛大自己反省」の精神は、広池の日本人としての魂を気づかせたもの
であり、これを機として将来の道徳の核心を自覚するのである。そして、この国民性の自覚は「国運の発展」に
寄与するものであり、それは「国運の発展を期するには平素無事の日常に国民上下挙げて一致奮励努力せねばな
らぬ事と考う。而して、これを実現するには慈悲寛大にして、敵を許し反対者を愛し、如何なる事もこれを自己
の不徳に帰して、善悪幸不幸すべて事あるごとに自己に反省して、もつて我が人格を高め、品性を鍛うようにし
て、すべて抑制謙讓し感謝生活を送る」ことによつて実現するものであり、それは「各個人の幸福から申しまし
ても、慈悲寛大自己反省の修養実現は実に大切な事である」としている。⁽⁶³⁾「慈悲寛大自己反省」の精神は国家の発
展と国民個人個人の幸福に不可欠なものであるとし、ここに広池の道徳思想の核心ともいふべき精神の確立をみ
ることになるのである。

聖人に一貫する核心 大正四年の事件は広池をして聖人の偉大さを実感せしめたのである。たとえば、「聖人は真
理を行わんとす。ゆえに道徳、法律と抵触して迫害を受けることあり」⁽⁶⁴⁾、「古来、東西偉大な神人は皆迫害を受け
ました。(ソクラテス・シャカ・キリスト・孔子・日蓮・法然・親鸞・天照大神・天理教教祖の例・・・)」⁽⁶⁵⁾、「高
絶偉大なる事業に迫害の伴うのは人生の常である。(孔子・シャカ・キリスト・教祖の例)」⁽⁶⁶⁾と述べている。聖人

に一貫する「偉大さ」とは「目的は正義にして、その方法は慈悲」とする生き方であり、それは「運命の自覚(因縁の自覚)」という精神を体し、迫害をも敢えて甘受していく、「静的」「平和的」な生き方であった。この点にこそ「万世の師たる所以」があるとしている。⁽⁶⁷⁾

この考えは『道德科学の論文』の中で聖人の事蹟に一貫するものとして説かれている。たとえば「大正四年(一九一五年)以降における精神生活および行動のすべては、皆このソクラテス最後の教訓によったもの」とし、また、大正四年の一件は「あたかもイエス・キリストが十字架に磔けられた時と同じ有り様」であったとし、さらに「つとに『無量寿経』における釈迦とバラモン教との関係を記する本文の意味を看破しておりました為に、大正四年(一九一五年)以来、すべて自己の立場について弁明する所なく、十数年間只一日のごとく閑處に退きて専ら新科学モラロジーの研究に没頭して居った」⁽⁶⁸⁾、「むかし、子貢、陳・蔡の困厄のときに孔夫子に勧められて少しく教えの程度を低くしてはいかやと説きしも、夫子、顔回共にこれを許さなかつたのである。私が多年困難の地に立ち、非難攻撃の渦中にありながら、常に毅然として聖人正統の教えを固執強調する所以はこの理由であります」⁽⁶⁹⁾とも述べている。広池千九郎をして「世界諸聖人に一貫する精神」を覚醒させた出来事が、大正四年の事件であったのである。その体験を踏まえて「何故に我々は最高道德によりて、何事も自己反省するか」ということについて

我々人間の運命の成り立ち甚だ複雑にして、その原因尽く明白でないのですから、祖先以来いかなる運命を有するかも明らかならず、また祖先以来いかなる隠れたる過失もしくは罪惡を有して居るかも知れず、殊に宗教的にこれをみれば吾人の前世以来の宿縁は恐るべきスイン、埃、罪もしくは障りを積み来り居ることと考へらるれば、現在の心遣い、もしくは行いだけでも自分の善惡は分らぬものと悟るのです。これがすな

わち最高道德で、すべてに超越したる偉大な心遣い及び行いであるのです。そこで、たとい科学的、及び宗教的にかかる理由ありとしても、我々はそんな馬鹿な心にはなり得ぬと反対する人あらば、それは今世に幸福の得られぬお方で、誠に気の毒な人であるのです。

さて右のごとき心遣いになりて、右のごとき行いをなすということは、その理由の如何によらず、大なる犠牲に相違ないのであります。

しからば人間最上の目的は犠牲にあるのかといえれば決してそうではないのです。既に前章に述べしごとくに人間の目的は万事尽くジャステイスを実現したいと希望する点にあるのです。

而して、これまでは、その方法もやはりジャステイスに依つたものです。すなわち前に述べしごとくに政治、法律、経済、道德およびその他すべてのものは、皆ジャステイスを現すために設けられてあるのです。而してその方法もまたジャステイスに依つたのです。そこで何時まで年月を経ても、その求むる所のジャステイスが実現せず、これがために人類の平和および幸福が出来ぬのです。聖人および祖師はこれを看破せられたのです。⁽⁷⁰⁾

ここに教祖の足跡に倣うとして大正四年の事件において「黙して退いた」理由がある。それは広池にとつて聖人の足跡に倣うものであったのである。この体験および理論をふまえて

そこで人間の目的はジャステイスにて、それを達する方法はサクリファイス(犠牲)でなければならぬ。破邪顕正とか、敵討とか、改革とか、革命とか、または戦争とか弾劾とか、訴訟とかいうごとき方法では人間の幸福は得られぬ。すなわちサクリファイスの方法によらねば、自他共に衝突して、常に各個人の心の中、または形の上に争いが起こつて、平和がなく、これがために個人の疾病となり、短命となり、もしくは運命

の短縮となるということ説かれたのであります。そこで最高道徳は、その目的は正義にして、その方法は犠牲ということにあるのです。⁽⁷³⁾

と結論するのである。この文中で説かれている「人間の目的はジャステイス（正義）で、それを達する方法はサクリアイス（犠牲）でなければならぬ」ということこそ、大正四年の一件で感得した教訓である。この破邪顕正、革命によって人の幸福は得ることはできないとする信念の確立が、「平和の専門学」として道徳科学を樹立しようという意志をより強固にしていくものと考えられる。さらに、いにかえるならば、この精神を具体的な実践の指針として示すことと、それを実行した成果を実証することが、広池の「モラロジー（道徳科学）」研究の主題となるのである。この意味において広池は天理教を自己の精神的な恩人として終生尊重し続けたこともわすれてはならない。それは「慈悲寛大自己反省」の精神の実践にほかならないからである。

「慈悲寛大自己反省」の精神の特質 広池は、当初「慈悲寛大自己反省」を「慈悲および寛大にして何事もこれを自己に反省す」と読み、その内容については「慈悲」とは「古来東西の聖人および各宗教の祖師に一貫せる最高道徳の実行における根本精神」であり、それは「公平無私に一視同仁であること」、「自己の心に合わぬものも、また自己に敵するものをも、皆これを心に愛し、而して何とかしてかかる人々の心をも最高道徳に導いて、これを救いたいと思う心であるので、全く神の心に一致する尊い心遣い」であるとしている。

次に「寛大」とは「慈悲の心から湧き出た寛い大きい心で、いかなる人をも我慈悲の心の中に包容して、これを救い育てる心遣い」とし、さらに「自己反省」については

自己の過失は勿論の事にて、たとい自分には過失も罪悪もないのに、他人から迫害せらるる場合に当たりて、

且つ一般社会に対して、自分の不徳を謝し、自分は現在何の過失の罪悪もないのにさえ、かかる迫害を他人から受けるのであるから、万一自分に過失もしくは罪悪あらば、いかなる罰にかかるやも知れず。されば自分には実に不徳のものであるから、これより後、天の親、国の親、家の親、生活の親、及び心の生み直しの親を敬い、且つ社会救済に力を入れさしていただきましよう⁽⁷⁴⁾と誓うのです。

と解説している。「自己反省」とは「自己を反省する」のではなく、「自己に反省する」のである。いいかえれば、すべての出来事を自己の不徳に帰すのである。「自己の不徳」とは何か。既に紹介した大正四年の事件の際に、広池自身が「不徳」として反省している内容を想起されたい。それらは「平和をもとめる静的な教祖の心」を心とした行動であったか否かという反省である。そこで晩年に記された次のような自己反省についての教訓の意味するところが理解されよう。

自分の精神作用の善悪を考えるのではない。自分の心が伝統の御心に一致して居るか居らぬかと反省して、一步進んで一致すべく反省する、その積極的な精神作用を眞の自己反省という。⁽⁷⁵⁾

「伝統」とは恩人の謂いである。国民として、家族の一員として、社会の構成員として「伝統」の恩恵に浴している。そして精神的な指導を受けた恩人までも含めると、私達は実に多くの「伝統」の恩恵を被り、またその意志を担った存在である。その「伝統」の恩に報い、その心を自ら進んで自己の心として行動する精神を「自己反省」というのである。「自己の精神の善悪を考えるのではない」という点が重要である。

また「道徳科学の論文」においては、「慈悲寛大自己反省」を「慈悲にして寛大なることとなり且つ自己に反省す」と読ませ、「最高道徳実行の第一根本精神」として位置づけている。そして、

従来、慈悲寛大・自己反省の人がないではありませぬが、それは多くはその人の天性に出ずるか、もしくはその人の知的道徳にすぎぬのであります。しかるに最高道徳にて所謂慈悲の人とは聖人の教えに従い、神の心を体得して慈悲となり、よく伝統に奉仕し、且つ世界の人心を開発しもしくは救済しようという偉大なる希望の上から、他人を愛し、他の過失および悪行を宥し、且つ如何なる場合にもすべての責任を自己に負うて反省し、而して無我の至誠をもって努力する人であります。故にこの慈悲の精神が最高道徳実行の第一根本精神となるのであります。かくて、正義はこの慈悲の中に含蓄されておるものであって、その正義の精神は慈悲の精神を表現する場合に、これを制限して、その過不及なからんことを期するものであるのですから、神の慈悲には必ず正義を含んで居るのであります。⁷⁶

と解説している。この解説は要点のみを示したものであるが、「すべての責任を自己自身に負う無我の至誠」とは、運命の自覚によって初めて生じる「寛大さ」の謂いである。

広池が大正四年の事件で寛大に受け止めたものは何であつたか。それは、国策に反したとして広池を退陣に追いやつた人々の所業ではない。当時の国策に抵触したという理由で指弾した人々ではなく、当時の国策そのものであり、「明治経典」について論評してしまつた自己自身である。いかええるならば、自己の置かれてある境遇そのものを受容していく心であり、惹起する出来事を、すべて自分自己の「不徳」として受け止めて行く精神である。「因縁の自覚」とは、「運命の自覚」といふことができるであろう。この自覚があつてはじめて事の善悪を問わず、それらを静かに平和的に前向きに受容していくことができる。本文のなかで縷々「広池は何を寛大に受け止めたのか」ということについて考えてきた。それは深い「因縁の自覚」を前提としたものであつた。この自覚があつてはじめて真の「寛大さ」が生ずるのである。一時は清濁併せ飲む度量を要するのだが、濁を許す

のではないのである。あくまで正義を守り抜く「静的」「平和的」な態度である。自己の境遇、運命のすべてを「神の計らい」として、また「恩寵的試練」として受けとることである。いかえれば、自己のありのままをすべて受容する生き方である。「神の意志」、「神の計らい」とは、人間の力を超えた力を認める立場である。その力は人間の運命を決定する力ということが出来る。その神の力に身を委ねていく生き方こそ「寛大」の二文字の意味するところである。そして、自己の置かれたすべての状況、立場、それらをすべて自己の因縁（運命）として寛大に受け止めていくところに、はじめて真の慈悲の精神が宿るのである。広池が大正四年の事件で得た最大のものは、この「寛大さ」であるということができよう。

惹起する出来事をすべて人為に帰するならば、敵対した場合、相手を許すという形で寛大さが要請される。しかし、広池の説く「寛大さ」とは相手を許すか否かというレベルではない。大正四年の事件で、広池は自分非難攻撃した人の「非」を許したのではないのである。非難されたこと自体を「神の意志」として受容したのである。よつて追放の処分もまた自己の因縁、運命として甘受したのである。明治政府の宗教政策下に生きた自己を寛大に受容し、その結果、反対側に立つ人々をも受容し「黙して退いた」のである。そこには、すべてを神の意志とする「寛大さ」を見いだすことができる。すべての出来事を神の意志とするならば、その意志を感謝して受けとめるのみであつて、相手を許すか否かという問題ではないのである。そして、恩人（「伝統」）の心を心としているか否かを「自己に反省し」、その心を実現すべく積極的に行動する。それは時として「黙して退く」場合もあるのである。平和、幸福を求めるのは人間の常である。しかし、敵を許す寛大さや、自己の非を反省するのみでは不十分であるとするところに「慈悲寛大自己反省」の精神をもって「最高道徳実行の第一根本精神」とした所以がある。

〈注〉

- (1) 『モラロジー研究』三〇号所収 一九九〇・五
- (2) 『大正四年の事件』とは広池自身「大正四年の困厄」と形容している出来事である。その内容は本稿三章にて論じた。
- (3) 『広池博士全集』三 二八三頁
- (4) 同上 二九七―八頁
- (5) 同上 二九八―九頁
- (6) 『モラロジー研究』三一号所収 一九九〇・一〇
- (7) (8) (9) 広池千九郎遺稿
- (10) 『天照大神の御聖徳―天理教信仰より新たに発見したる―』（『斯道』20号 大正五年五月五日）
- (11) 『我が教祖と真の大学者』（『道の友』二三七号 八頁 明治四四年）
- (12) 『天理教信仰の本旨』一二頁 大正五年
- (13) (14) 広池千九郎遺稿
- (15) 『十九世紀に於ける最も偉大なる婦人の事業』三八―三九頁

- (16) 同上 一六頁
- (17) 同上 四〇頁
- (18) 同上 一九頁
- (19) 同上 二九―三〇頁
- (20) 同上 六二―六三頁
- (21) 同上 六三―六四頁
- (22) 同上 六三―六四頁
- (23) 同上 六九頁
- (24) 同上 一一頁
- (25) 同上 七〇頁
- (26) 同上 二八頁
- (27) 同上 二九頁
- (28) 同上 三一―三二頁
- (29) 同上 九六―九七頁
- (30) 同上 一一二―一一三頁
- (31) 同上 一〇八―一一一頁
- (32) 同上 一一六頁

十二月二十四日

- (33) 同上 一一五頁
- (34) 同上 一二〇頁
- (35) 『道徳科学の論文』九 一〇二頁
- (36) 同上九 一〇二―三頁
- (37) 同上九 一〇三頁
- (38) 『天理中学沿革史』十三頁
- (39) 『道の友』『故管長御追悼号』大正四年一月二六日 一五―二四頁所収
- (40) 同上 二二頁
- (41) 同上 二四頁
- (42) 広池千九郎遺稿
- (43) 『広池千九郎の義務先行説の形成』（『モラロジー研究』二二号 一九八二・五）
- (44) 『天理教青年会史』第二卷 二六二頁
- (45) 出町信義『合掌51』（『天理時報』昭和三十九年十月四日）
- (46) 『広池千九郎日記』一 二八四頁 大正四年三月二十八日
- (47) 広池千九郎遺稿
- (48) 『問題中の天理教』（『中外日報』大正四年七月一〇日）
- (49) 広池千九郎遺稿
- (50) 『広池千九郎日記』一 三三〇―三三一頁 大正四年

- (51) 同上 二八四―二八五頁 大正四年三月二十三日
- (52) 同上 二八四―二八五頁 大正四年三月二十八日
- (53) 同上 二八八―二八九頁 大正四年三月二十九日
- (54) 同上 二九二―二九三頁 大正四年四月七日
- (55) 広池千九郎遺稿
- (56) 『間違った信仰』（『斯道』二十三号 大正五年八月）
- (57) 『宇宙神と国家神との調和』（『斯道』二四号 大正五年九月）
- (58) 広池千九郎遺稿
- (59) 前掲『中外日報』所収
- (60) 『道徳科学の論文』九 一〇三頁
- (61) 『神宮中心国体論』（『伊勢神宮とわが国体』『広池博士全集』四 四八―四九頁 大正四年）
- (62) 同上 全集四 五〇頁
- (63) 同上 全集四 六一―六三頁
- (64) 広池千九郎遺稿
- (65) 『近世思想近世文明の由来と将来』六二―六三頁
- (66) 『教徒として見たる天理教』二六―二七頁
- (67) 広池千九郎遺稿
- (68) 『道徳科学の論文』六 一八六―一八七頁
- (69) 『論文』九 一〇四頁

(70) 『論文』五 三五—一頁
(71) 『論文』七 三七—一三七—二頁
(72) (73) (74) 広池千九郎遺稿

(75) 広池千九郎遺稿
(76) 『論文』九 二八九—二九〇頁